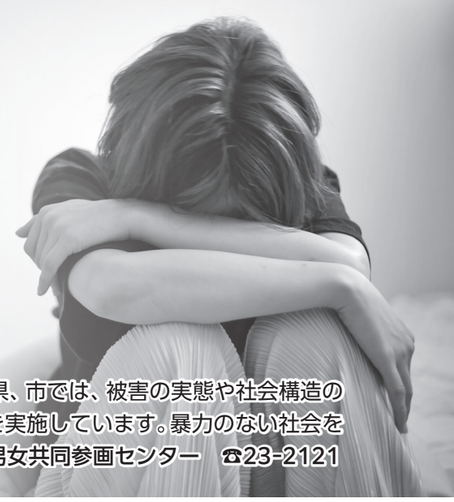

一人で抱え込まずに話してみませんか

11月12日～25日は

「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

暴力は、性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。国や県、市では、被害の実態や社会構造の背景から影響が広がりやすい女性に対する暴力の根絶に向けて、啓発運動を実施しています。暴力のない社会を目指し、人権の尊重について一緒に考えてみませんか。　◎問い合わせ　男女共同参画センター　☎23-2121

「女性に対する暴力をなくす運動」とは

「パープルリボン・バッジ」や「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を通して、性犯罪・性暴力や、配偶者などへの暴力、ストーカー行為、セクシャル・ハラスメントなどは決して許されないという社会認識をさらに育む運動です。

また、被害者や関係者が、相談窓口などの必要な情報を入手し、ためらうことなく相談できる環境づくりに全国的に取り組んでいます。

DV・性暴力は、重大な人権侵害です

DV（ドメスティック・バイオレンス）や性暴力、ハラスメント、ストーカーなどは、個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害です。

配偶者や恋人など親密な関係にある人から振るわれる暴力全般を指すDVは、殴る・蹴るといった身体的な暴力だけではありません。暴言や脅し（精神的暴力）、性行為の強要（性的暴力）、生活費を渡さない（経済的暴力）なども含まれます。

また、対等な関係ではなかったり嫌だと言えない状況であったりする場合の性的な行為など、合意のない行為は全て性暴力であり、犯罪となるケースもあります。

本市の相談状況

昨年度、市男女共同参画センターに寄せられた相談件数は851件。そのうちDVに関する相談が293件、ハラスメントに関する相談が10件、ストーカー行為に関する相談が1件、性犯罪に関する相談が12件ありました。

DVに関する相談は増加していて、近年はハラスメントや性犯罪に関する相談も増えています。

私たちにできること

身近な人の異変に気付いたり、相談を受けたりしたときは、自分の気持ちや考えを押しつけず、まずは相手の気持ちに寄り添って話を聴くことが大切です。「あなたが悪いのではない」と伝え、一人で抱え込まずに相談できる専門窓口があることを伝えてください。

被害や悩みを抱えている人へ

DVなのか性暴力なのか分からなくても、不安な気持ちを抱えたら、一人で悩まず相談窓口に話してみませんか。あなたの安全と心のケアを第一に、これからのことを一緒に考えます。

主な相談窓口

【電話相談窓口（相談専用）】

◉**市男女共同参画センター**
☎23-7157

◉**県女性相談支援センター**
☎0985-22-3858

◉**警察安全相談室**
☎#9110（全国共通）

◉**性暴力被害者支援センター さぽーとねっと宮崎**
☎0985-38-8300

【性暴力に関するSNS相談窓口】
Cure Time（キュアタイム）

パネル展

市民参加型の企画もあります。ぜひ、来場ください。

◉**期間**　11月12日㈬～25日㈫

◉**場所**　市役所1階ロビー

11月は 児童虐待防止推進月間

全国的に児童虐待に関する通報や相談件数は増加傾向にあり、虐待によって子どもの命が失われる痛ましい事件も後を絶ちません。児童虐待をなくすために、私たちにできることは何か、この機会に地域や家族で話し合ってみましょう。

◎問い合わせ　こども家庭課　☎23-0964

本市の児童虐待の現状

令和7年度、市に寄せられた新規児童家庭相談は561件で、そのうち虐待に関する相談が158件。内訳は、心理的虐待が80件と最も多く、次いで身体的虐待が54件、ネグレクトが22件、性的虐待が2件となっています。

◉**虐待の分類**

身体的虐待	殴る、蹴る、やけどを負わせる、戸外に閉め出す　など
心理的虐待	言葉で脅す、無視する、兄弟間などで差別する、子どもの前で夫婦けんかや暴言・暴力を行う面前DV　など
ネグレクト（育児放棄・怠慢）	食事を与えない、不潔にする、家に閉じ込める、車内に放置する、医療を受けさせない、養育者以外の同居人などからの虐待を放置する　など
性的虐待	性的関係を強要する、性器や性交を見せるなど

子どもの笑顔と未来を守るために あなたのしつけ、虐待かも

子どもに生活習慣や社会のルールを教えることは大切なことです。しかし、養育者の期待を押しつけ、言葉で責め立てたり、暴力で従わせたりすることは、「しつけ」ではなく「虐待」です。

虐待は、子どもの心に恐怖やトラウマとして残り、その成長・発達に悪影響を与えます。また、子どもの身体に何らかの苦痛を引き起こしたり、不快感を意図的にもたらしたりする行為は、全て体罰となり法律でも禁止されています。

イライラや限界を感じたときは

子どもが言うことを聞かないなどで感情的になってしまうときは、その場から少し離れたり、6秒数えながら深呼吸したりするなどして心を落ち着かせましょう。また、背景に何があったか、子どもの立場や主張を振り返りながら子どもと向き合いましょう。

子育てに悩んだら相談を

子育ては思い通りにいかないことの連続です。子育てに関する悩みや心配事があるときには、専門機関に相談してみましょう。ささいなことでも、話をすることで気持ちが軽くなるかもしれません。

周囲の人の気付きで守られる命

近所の人などがあいさつや声をかけてくれるだけで、養育者の気持ちが軽くなることもあります。養育者や子どもを見かけたら温かい気持ちで見守り、気になることがあったら市や児童相談所などに連絡してください。匿名でも受理されます。

◉**相談・連絡先**

児童虐待に関する相談	
児童相談所全国共通ダイヤル ※無料 ☎189（いちはやく）	
こども家庭課　☎23-0964	県南部福祉こどもセンター（都城児童相談所）　☎22-4294
子育てに関する相談	
市保健センター　☎36-5661	東部保健センター（高城保健センター）　☎58-6800
西部保健センター（高崎福祉保健センター）　☎62-4411	
児童家庭支援センターゆうりん ☎45-2140	
児童相談所相談専用ダイヤル ※無料 ☎0120-189-783	